

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和5年4月11日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第26号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則  
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27  
号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種料の項中「

	子宮頸がんワクチン 1回につき 1回目 18,700円 2回目以降1 5,400円
--	---

」を「

	子宮頸がんワクチン 1回につき 1回目 18,700円 2回目以降1 5,400円 子宮頸がんワクチン（シルガード） 1回 につき 1回目 27,500円 2回目以降 24,200円
--	---

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。